

## 公共下水道占用許可事務取扱要綱の一部改正について

### 1 公共下水道占用許可事務取扱要綱とは

公共下水道占用許可事務取扱要綱とは、横浜市の下水道事業が保有する用地の占用許可事務を行うために定められた取扱要綱です。

### 2 改正内容

横浜市は、横浜市中期計画等により様々な政策や取組みを示しています。この度は、当該用地をより有効活用でき、且つ本市の事業が推進できるようにするため、本要綱の一部を改正します。

現行	改正案
<p>(占用許可の対象物件)</p> <p>第5条 占用許可の対象物件は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地占用については次に定めるところによる。</p> <p>ア 電柱、電話柱等の柱類</p> <p>イ 水道管、ガス管、又はケーブル</p> <p>ウ 橋りょう</p> <p>エ その他、通路、資材置き場、駐車場（自動車保管場所証明の発行が必要となる「月極め」や、収益を目的とした「時間貸し」を除く）として占用する場合</p> <p>(2) 建物占用については、倉庫、物置等</p> <p>(3) 下水道暗渠占用については、光ファイバーケーブル等</p> <p>(4) その他、第5条第1項～第3項以外の占用をする物件</p>	<p>(占用許可の対象物件)</p> <p>第5条 占用許可の対象物件は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地占用については次に定めるところによる。</p> <p>ア 電柱、電話柱等の柱類</p> <p>イ 水道管、ガス管、又はケーブル</p> <p>ウ 橋りょう</p> <p>エ その他、通路、資材置き場、駐車場（自動車保管場所証明の発行が必要となる「月極め」や、収益を目的とした「時間貸し」を除く）として占用する場合</p> <p>オ 本市中期計画に掲載されている重点事業に基づき公募された物件</p> <p>(2) 建物占用については、倉庫、物置等</p> <p>(3) 下水道暗渠占用については、光ファイバーケーブル等</p> <p>(4) その他、第5条第1項第1号～第3号以外の占用をする物件</p>

### 2 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。